

受 理 番 号 3	「就学前の教育・保育施設、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における救急搬送の選定療養費徴収の中止を求める意見書」を茨城県に提出することを求める請願
教 育 福 祉 委 員 会	
提出者 茨城県日立市金沢町 7-8-11 新日本婦人の会日立支部 支部長 松本 郷子	[請願の趣旨] 茨城県では全国に先駆け2024年12月2日から、救急搬送時の選定療養費の徴収が開始されました。「救急車要請時の緊急性が認められない場合は選定療養費を徴収することで、大病院が本来の役割を果たし、本県の救急医療体制を維持する」ことを目的としています。 2025年3月28日に県保健医療部から出された検証結果には、軽症の搬送が前年の同時期比で1割減となっています。適正利用や救急医療のひっ迫緩和に「一定の効果があつた」との報道もありました。大病院への救急搬送21,874件のうち、選定療養費の徴収件数は940件で徴収率4.5%。その内訳は18才未満が1,593件数のうち徴収が103件で6.5%。18才以上の成人は6,163件数のうち408件で6.6%、高齢者14,118件のうち429件で3.0%でした。 この運用では、県が推奨する茨城県救急電話相談8000において「救急車を呼んで」との判断だった場合でも、搬送先で選定療養費が徴収された事案が報告されています。 また、知事は先日の県議会定例会本会議にて「小児や交通事故に遭われた場合でも、特定の集団を徴収対象から一律に除外することはしない」と答弁しており、現ガイドライン下では小中学校からの救急搬送も選定療養費の徴収対象となっています。 保育や教育の現場では、苦痛を的確に伝えられない場合も多いという子どもの特性を鑑みると、救急車要請が必要かどうかの判断は非常に難しく、教職員に判断結果の責任が重くのしかかっています。選定療養費を気にかけて救急搬送を躊躇してしまい、万が一遅れになることは絶対に避けなければなりません。また、保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校だけでなく、高齢者や障がい者が生活している福祉施設においても同様です。 以上のことから、現場の職員が救急車要請を必要だと判断した場合、ためらうことなく救急車要請ができるよう、以下の事項を請願します。 [請願の項目] 茨城県知事に「就学前の教育・保育施設、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における救急搬送の選定療養費徴収の中止を求める意見書」を提出すること。
紹介議員 小林 真美子	
受理 令和7年6月12日	

	意見書提出先 茨城県知事